



シンガポールのビジネスタックスに係る アップデート

平素より大変お世話になっております。デロイトシンガポールのタックス・リーガルチームよりご挨拶申し上げます。また皆様方の安全と健康をお祈り申し上げます。この困難な時期を乗り切るにあたり、私どもは引き続きお客様へサポートを提供して参ります。

下記ニュースを共有させていただきますのでご参照下さい。

雇用拡大インセンティブ (JGI)

2020年9月4日、シンガポール内国歳入庁 (IRAS) は、JGIの詳細を公表しました。詳細は、2020年8月17日の閣僚声明に続いて公表されました。

JGIは、企業が雇用計画を迅速化し、シンガポール市民やシンガポール永住者などの現地労働力を2020年の9月から2021年の2月までの半年間で増加させることができるよう、多額の給与支援を行っています。JGIは、地元の人々のために長期的な良い仕事を創出することを目的としています。

なお、本臨時措置に関する詳細につきましては、以下を参照ください。

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Schemes/Businesses/Jobs-Growth-Incentive--JGI-/#>

JGI の適用対象

JGI の資格を得るには、2020 年 8 月 16 日以前に設立された企業でなければならず、2020 年 8 月の労働力と比較して以下の基準を満たす必要があります。

- i. 2020 年 9 月から 2021 年 2 月までの 6 か月間における現地従業員数が増加予定である、及び
- ii. 毎月 1,400 シンガポールドル以上の収入を得る現地従業員数が増加している

基準となる現地従業員数は、現地従業員数及び 1,400 シンガポールドル以上の総賃金(すなわち、基本給、超過勤務手当、歩合給、ボーナスを含む CPF 拠出金の基盤となる全ての手当および支払金)を得ている 2020 年 8 月時点の現地従業員数に基づきます。これは、現地従業員に対し 2020 年 9 月 14 日以前に支払われる 2020 年 8 月の CPF の強制拠出金を用いて決定されます。

JGI の対象とならない雇用主のリストも IRAS のウェブサイトに掲載されています。これには、2020 年 8 月 17 日以降に設立された企業、休眠企業、未登録の現地法人/外国法人、特定の代表事務所などが含まれます。

具体的には、次の雇用者は、JGI の対象となりません。

- a. 2020 年 8 月 17 日以降に設立された事業主
- b. 休眠会社
- c. 地方公共団体の機関 (国の機関、省庁、法定の委員会を含む)
- d. 公立学校
- e. PA サービスとグラスルートユニット
- f. 高等弁務官事務所、大使館、貿易事務所、領事館
- g. 未登録の現地法人/外国企業
- h. 外国軍部隊
- i. 駐在員事務所
 - I. 外国企業
 - II. 外国政府機関
 - III 外国貿易協会、外国商工会議所及び外国非営利団体
 - IV. 外国法実務
- j. 一定の金融機関の駐在員事務所
- k. 通信社(駐在員事務所)
- l. 国際機関
- m. CPF を支払っているがシンガポールに登録されていない事業体

JGI のサポートレベル

現地採用 1 名につき、企業は下記を受領できます。

- i. 40歳以上の現地採用の新規従業員の場合、12カ月間を限度として月間総賃金の最初の5,000シンガポールドルの50%;または
- ii. 39歳以下の現地採用の新規従業員の場合、12カ月間を限度として月間総賃金の最初の5,000シンガポールドルの25%。

現地採用者の採用月から12ヶ月間JGIを受けるためには、企業は適格期間(すなわち、2020年9月から2021年2月までに、資格のある新規現地採用者を採用する)にJGIの資格を取得しており、全支給期間(すなわち、資格のある新規現地採用者は、採用日に応じて12ヶ月間雇用され続ける)の適格基準を満たし続けていなければなりません。

調整係数

JGIの支払は、既存の現地従業員(2020年8月現在の同社の雇用状況)が2020年8月以降に退職した場合に下方修正されます。

調整係数は、2020年8月時点の既存現地従業員総数に対する退職した既存現地従業員の割合または5%のいずれか高い方に基いて算出します。このため、現地従業員の退職が多いほど調整係数は高くなります。現地採用の資格を持つ新規採用者(2020年9月以降採用)が退職しても、調整係数には影響しません。ただし、そのような適格現地採用者に付与しているJGIは全て終了します。

IRASは、2020年8月時点でカウントされた現地従業員が自発的に雇用主を辞職した場合、定年退職した場合、または現在コスト削減措置によらず無給休暇中の場合、IRASの検討のために異議申立書を提出することができることを明らかにしました。

JGIの支払時期

雇用主はJGIに応募する必要はありません。

対象となる雇用主は、条件が満たされている限り、2021年3月から、新規現地採用者の総賃金をカバーするJGIの報酬を四半期毎に自動的に受け取ることができます。

Deloitte Singapore の見解

JGIは現在のジョブサポートスキーム(JSS)に加えて、雇用主が今後半年間で現地従業員のための雇用創出を加速するための支援を提供することを意図しています。

政府が熟練従業員に焦点を当てているため、JGI の下では、熟練求職者に対してより高いレベルの支援が提供されます。これは、この困難な時期に新しい雇用機会を求める熟練求職者にさらなる後押しを提供することとなると思われます。

JGI により、地元の従業員は新しい役割で雇用されながら、新たなスキル獲得に励むことが可能になります。スキルのある現地従業員を優先する政策は、COVID-19 による影響が過ぎ去った後も重要であり続けると予想されます。

連絡先

上記またはその他の詳細については、以下に記載されている連絡先またはシンガポールのタックス・リーガルチームのメンバーまでお問い合わせください。

千頭和 英樹 (Hideki Chizuwa)

日本税務統括 (パートナー)

Deloitte Singapore

+65 6932 5597

hichizuwa@deloitte.com

平山 真澄 (Masumi Hirayama)

国際税務 (パートナー)

Deloitte Singapore

+65 6800 2828

mahirayama@deloitte.com

五十嵐 潤 (Jun Igarashi)

SEA 日系企業移転価格統括
(パートナー)

Deloitte Singapore

+65 6800 2989

juigarashi@deloitte.com

下川 直輝 (Naoki Shimokawa)

移転価格 (マネジャー)

Deloitte Singapore

+65 6216 3129

nshimokawa@deloitte.com

木谷 聡 (So Kitani)

グローバル・エンプロイヤー・サービス
(シニアマネジャー)

Deloitte Singapore

+65 6530 8051

sokitani@deloitte.com

橋元 由里子 (Yuriko Hashimoto)

移転価格 (マネジャー)

Deloitte Singapore

+65 6932 5571

yurhashimoto@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.

Power of With

Focus on the power humans have with machines.

Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte's 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte's role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

Get in touch



Deloitte Singapore | Add Deloitte as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Singapore

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.